

2024年2月29日

須増 伸子

須増議員

物価の上昇に賃金の伸びが追いついていません。国が今月発表した毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上)によると、2023年の実質賃金は、前年比2.5%減となり、2年連続で減少しました。

特に雇用の7割を占める中小企業において賃上げできたのは半数以下となっている調査もあり、今後も賃上げを予定しない企業が多数派といわれています。中小企業の賃上げを実現するためのサポートを今こそ取り組む時ではないでしょうか。

そのため、女性や非正規労働者の正規化や賃上げを進めた中小企業への助成金の創設や、最低賃金の引上げ分を直接助成する制度、岡山県発注の事業は労働者に時給1500円以上を支払うことを保障するなど、県として賃上げに寄与する支援策が求められているのではないのでしょうか。知事のお考えをお示してください。

知事

日本共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

賃金の引き上げについてのご質問であります。非正規雇用労働者の正社員化や最低賃金の引き上げ等については、国の支援制度があることなどから、お話のような支援を行うことは考えておりませんが、企業が持続的な賃上げを実現するためには生産性の向上が不可欠であることから、経営革新計画の策定や販路開拓、デジタル化の推進など、企業の稼ぐ力の向上に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

知事ありがとうございます。

中小企業の賃上げがこれだけ言われている時になかなかできていないということについてどのように認識されているかまず教えてください。

知事

なかなか賃上げをできていない企業もあるが、それについてということでございます。

私も以前経営者でありましたので、なかなか経営者とすれば賃上げっていうのは簡単にできることではありません。よかれと思って今年を無理して出したとしても、それが例えば企業の倒産に繋がると、かえって従業員の人生に悪い影響が出てしまう。悩みながらも、でも長い目で見ればしていかなければいけないというのが賃上げなんだろうと思います。

須増議員

ありがとうございます。

本当に物価も大変上がっていたり、人材も確保できないという悪循環が起こっているように感じています。そういう中で、今提案した中身は、他県で実施されていたり実施しようと検討されているものを拾い出してみたのですけれども、各県で人材確保や賃上げでしっかり県内の生産活動を好循環させようという取り組みをされていると思うのです。県同士の戦いになっているような気もするのですけれども、その点について岡山県でもしっかりサポートするというアピール必要じゃないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

知事

賃上げを動かす力、いくつかあろうかと思えますけれども、究極的には賃上げをしなければ、相応の待遇を示さなければ企業が求める人材が確保できないというところが非常に大きな力になるのであろうと思っています。現にそういうことは起きていると認識しています。

県同士に戦いかどうかは別として、それぞれの企業間の業界間、もしくは地域間の競争、人材獲得競争になっているというのは、これは間違いのない所でありまして、そういった競争についていけるような、一言で言えば生産性向上ですけれども、魅力的な製品を作る、社内の色々な組織ですとか仕事のやり方ですとかを見直していく、そういう総合的な努力が求められていると考えています。

須増議員

知事ありがとうございます。

中小業者の本当に深刻な経営実態にも心寄せて頂いてしっかり支援して頂きたいと改めて要望致します。

須増議員

能登半島地震において、お亡くなりになられた方へ哀悼の意を表するとともに、今なお厳しい避難生活をされておられる被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震は、石川県が想定していたものより大きい地震となりました。なぜ想定外となったのか。少なくとも2つ以上の活断層が連動もしくは誘導して150キロの断層となりマグニチュード7.6の地震が発生したことが分かっています。実は、2023年のトルコ・シリア地震、2016年の熊本地震などの大きな地震は複数断層の連動もしくは誘発によって起こっていることが分かっています。

そこで、岡山県の被害の発生が懸念される断層型地震の被害想定について、南海トラフと同様に、震度6弱以上の強い揺れに対し想定が行われています。ただ、これはすべてそれぞれの断層の個別の想定となっています。

しかし、たとえば、山崎断層と那岐山断層が連動することや、四国に走る中央構造線断層帯について、すぐ北の長尾断層帯が連動・誘発する可能性は高いと説く専門家もいます。そうなれば、県南岡山市や倉敷市の干拓地などの被害想定は大きく変わるのではと考えます。ぜひ、活断層型地震の被害想定について、複数の断層が連動もしくは誘発することを考慮した見直し

をすべきと考えますが、危機管理監のお考えをお示してください。

危機管理監

お答えいたします。

活断層型地震の被害想定についてのご質問であります。本県は、国の地震調査研究推進本部が公表した地震の規模や断層の長さに基づき、県内に大きな被害を及ぼす懸念のある山崎断層帯など 7 つの地震を対象に、平成 26(14)年度に被害想定を策定しましたが、現在まで、当該地震について、国は評価結果の大幅な見直しを行っていないところであります。

しかしながら、今回の能登半島地震を受け、今後、国や専門家により、新たな科学的知見や教訓を基に検証されると承知しており、その状況を注視しながら、必要に応じて被害想定を見直すなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。

国もそういう方向で検討が始まっていると思うのですが、中央構造線断層という大きな断層、日本で一番大きいマグニチュード8のエネルギーを持った断層ですけれども、1596年慶長伏見地震という大変大きな地震、秀吉の伏見城が倒壊し領主が慌てて逃げたという有名な地震があるのですけれども、その地震は京都、奈良、淡路そしてこの四国を渡り九州まで大変大きな地震が1週間にわたりどっと起こったということが明らかになっていまして、やはりその時に歴史的にはこのさっき言った断層に連動しているかは分かりませんが、これだけ大きな地震ですと誘発するということが間違いないとも言われています。今の県の想定だと震度6弱なのですけれども、本当に十分でないと思います。ぜひ、要望にもなるのですけれども、その点について深刻ではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

危機管理監

再質問にお答えいたします。

特に、中央構造線断層帯について懸念されると。連動も含めてどうするかという事でございます。

国の方、先ほど申しました地震本部のほうで、中国四国九州ブロックについては、石川県の方はやっていないというお話でしたけれども、評価をしっかりとやって頂いておりまして、このうち山崎断層帯については30年以内の発生確率が最大1%ということでAランク。それから中央構造線断層帯石鎚山のあたりになるんですけれども、まん中あたりになると思いますけれども、最大12%のSランクというふうになくなっている一方、那岐山断層帯については、活動間隔が大体2万4000年から5万3000年、それから長尾断層帯については、概ね3万年程度ということで、発生確率は高くなっていないという状況でございます。

連動するかどうかについてということでございますけれども、ある専門家によれば断層が連動するメカニズムはわかっておらず、頻度も少ないとされておりまして、先ほど申しまし

た国の地震本部が、能登半島地震が少し前からこの連動型地震の発生予測のための調査研究というのをやっております、恐らく今回の能登半島地震を受けて、さらにそういうデータを集めてですね、しっかりした検証がなされるという風に思っておりますので、それに応じてしっかりやっていきたいと思っております。

それから、断層が連動するか否かに関わらず、先ほど申しました通り、本県にとりまして、山崎断層、中央構造線断層帯というのは発生確率が高いという風に言われておりますので、油断してはいけないと思っております。

やはり被害の方は南海トラフの方がもちろん大きいと思うのですがけれども、断層型地震が怖いのは、緊急地震速報が鳴ってもすぐ揺れが起こることということで、やはり平素の家具の固定などの対策が非常に重要になろうかと思っております。

本県におきましては、県北における断層型地震の2年に一回訓練をしておりますし、それから今後も引き続き市町村とともにこういった家具の備え等、備えの徹底を県民にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

須増議員

次に、住宅の耐震化について伺います。

能登半島地震で、石川県ではこれまでに241人の死亡が確認され倒壊した建物の下敷きになったことによる「圧死」は、全体の4割にのぼることです。

倒壊が多い地域での耐震基準を満たした割合「耐震化率」を見てみると、住宅被害が多かった輪島市と珠洲市では、2018年度の時点でそれぞれ「45%」と「51%」と低い状況でした。

現在岡山県の住宅の耐震化率は2019年度末時点では82%で全国から5%遅れています。特に50%に届いていない町村が3、70%に届いていない自治体が半数近くと大変遅れています。国は令和12年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標に掲げています。岡山県において、耐震化率の低い原因をどう考えておられますか。能登半島地震の教訓も受けて対策を強化することについてどう考えているのかお示してください。

また、県では、1981年5月までに建築した木造住宅の耐震化に取り組まれていますが、1981年6月以降の、いわゆる「新耐震」の住宅のうち、2000年5月までに建築された住宅は、それ以後の現行耐震基準を満たしていない可能性があります。現行基準をみだしていない住宅の耐震診断や対策も必要ではないでしょうか。併せて土木部長にお伺いします。

また、建築基準法に基づき国が定める地震地域係数は、岡山県は0.9となっています。これは、鉄筋コンクリート造りのマンション等の建築に用いられ、この係数の分、建築物の耐震強度が低くてもよいということになりますが、1950年のデータで試算されており問題があるのではないのでしょうか。県独自に基準を定めている県もあり、岡山県でも見直すべきではないのでしょうか。あわせて土木部長にお尋ねします。

土木部長

お答えいたします。

住宅の耐震化についてのご質問であります。

まず、原因等についてであります。中山間地域では人口減少や高齢化が進み、都市部に比べ、立替など住宅が更新される機会が少ないこと等が、耐震化率に影響していると考えます。

このため、まずは、旧耐震基準により建築された住宅の耐震化の取組を、市町村と連携して強化したいと考えております。

また、お尋ねの期間も含め、新耐震基準により建築された住宅については、国が進める能登半島地震における建物被害の原因分析や、耐震基準の妥当性に係る検討を注視してまいりたいと存じます。

次に、地震地域係数についてであります。この係数は、国において、過去数百年にわたる地震に関する資料を調査し、地域別にどのような規模の地震が想定されるかを、統計的・工学的にしっかりと分析・検討し定められていると認識しており、これを用いて構造計算を行うことに問題はないと考えております。

このため、県独自に係数を見直すことは考えておりません。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。

1981年から2000年の間の新耐震の住宅について、熊本地震のときに8割がなんらか被害があって、2000年以降のもの4割と比べて明らかに差があったということで、やはり耐震化できていると思ったけれども、実は違ったという時期なのだと思います。

もっとこういう事を知らせていく、啓発活動が必要と思うのですけれども、いかがですか。

土木部長

再質問にお答えいたします。

昭和56年6月以降の新耐震基準による住宅は、筋交い等の入った体力壁の量を旧耐震基準の1.4倍にするなど、一定の耐震性を有していると考えております。

平成12年6月以降に適用された基準でも耐震化のための対策の考え方は共通でありまして、体力壁の配置や柱と梁の接合部の金結方法について使用が明確にされているものであります。

県内ではまず、耐震性が大きく劣る旧耐震基準による住宅の耐震化を重点的に進めることにしています。

新耐震基準による住宅については、国が進める能登半島地震による建物被害の原因分析や、耐震基準の妥当性に係る検討を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

須増議員

平成30年7月豪雨災害から6年が来ようとしています。今年度中に小田川付け替え工事も終了の見通しで、小田川3支川などの改良復旧も完了が間近であり区切りを迎えたと感じています。一方で、昨年山陽新聞が真備町地区で行った住民アンケートでは、「豪雨災害の記憶等が風化したと感じる」と答えた人が71%となっており、改めて災害の経験や教訓を正確に伝承し、次に備えるための防災意識の向上を図る取組が必要と思います。まず、知事にこの豪雨災害の経験や教訓を伝承することの意義についてのご認識をお聞きます。

私は、大災害がその被災地でどのように伝承されようとしているのか調査しました。東日本大震災では震災遺構という形で被災した学校などをそのまま残し、当時の映像や被災者の生の声、被害の規模など、被災後の暮らしが詳しく展示されていました。昨年来館者が50万人を超えた仙台市の荒浜小学校遺構や、令和4年に開館した石巻市の門脇小学校遺構はすでに5万人の来館者をかぞえています。国が建設し、宮城県が管理・運営を行う「みやぎ東日本大震災津波伝承館」では、津波から命を守るためのドキュメンタリー動画や語り部動画、行政の緊急対応や活動の記録、復興の町の様子など意欲的な展示がされていました。また、屋外には、被災の状況等を伝える看板も様々な場所で設置されていました。広島県では平成26年8月豪雨の広島市豪雨災害伝承館や、平成30年7月豪雨の坂町災害伝承ホールが作られています。そのいずれも、災害の実態を感じ防災意識をはぐくみ、学びの場となり、またその運営に被災者や行政の方々が、使命を感じやりがいをもってたずさわっておられる姿も感動しました。

私は、岡山県においても平成30年7月豪雨災害の経験、教訓について伝承していくための形が必要と感じています。伝承館の建設や伝承のためのパンフレット、動画、看板など媒体づくりをご検討いただけないでしょうか。知事のお考えをお示してください。

知事

お答えいたします。

平成30年7月豪雨災害についてのご質問であります。

まず、伝承の意義についてであります。県民に災害の恐ろしさや備えの重要性を認識していただき、自分ごとと捉えていただくためには、災害が少ないと言われている本県においても、平成30年7月豪雨災害のような大きな災害が起こりうることを決して忘れないことが大事であり、そのためにも豪雨災害による被害の実情や復旧・復興の記録等を後世に伝承することは、大変意義深いことと考えております。

次に、伝承館の建設等についてであります。県では、災害記録誌を作成し、学校、図書館、公民館等で広く公開するとともに、「ももたろうの防災」などの啓発資材や防災研修資料に豪雨災害の記録を掲載しているほか、昨年7月には、あらためて豪雨災害の経験や教訓を振り返る県民防災シンポジウムを開催し、災害の記憶が風化しないよう取り組んでいるところであります。

お話の伝承館を、県として建設することまでは考えておりませんが、今後、消防学校において、県民向け防災体験研修会を定期的で開催することとしており、こうした際にも豪雨災害での被害や復旧・復興を振り返り、語り合う機会を設け、災害の教訓を次世代に伝えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。

意義については共感して頂いてありがとうございます。

2番についてですけれども、消防学校で取り組んでいただけるという事ですけれども、実は大きな被害があった倉敷市では今、伝承についてのコンセプトがあまり明確になっておりません。市民的には色々な伝承活動が進んでいるのですけれども、やはり、それを、大きな災害で

したので、広域的にまとめて、見られる、県民が触れる場所が今無いな、と感じているのですね。

そういう意味をまとめて頂く、広域行政の役割ってあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

知事

伝承の場所がいま必ずしも明確になっていない、と。広域行政としての役割は、という事だと思えます。

まず、大きな被害があった市町村、順番からするとそこが一番なのかなと思います。どうしても、この距離があまり離れていると実感がわからないということもありますので、まず、大きな被害を出したところがそういったことを主体的に取り組むのが順番からすると先だと思いますけれども、我々としても岡山県で起きたことですので、伝承の取り組みについては、色々先ほど答弁した内容ですけれども、取り組んでいきたいと思っています。

須増議員

ありがとうございます。

県が直接、今回小田川3支川で工事もして頂いて、一番大きな被害があった場所なんですけれども、そこを今、私も先日行ったのですけれども、もう本当に綺麗になっているのですけれども、何もなかったかのように綺麗になっている。ここで、一体どんなことがあったのかということ、パネル一つないわけです。そういう、ここでこれだけのことが起き、こういう工事をしたなどのパネルだけでも現地必要ではないか。意識をずっと継続できるのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

知事

私もこの歳になるまで色々なパネル展というものに参加、出席をしたことがございます。もしくは、たまたま入ったところで、あるテーマについてパネルの展示があったのを時間があるので見てみた、というのを何度もありますけれども、実際文章で書かれていることも大事なんですけれども、大きく引き伸ばされた現場の当時の写真というものが非常に心に訴えかけてくると。どうしてこんな写真になったのかということで、説明を聞いて、改めて驚くと。興味が湧いてその後勉強する。そういったことは、これまで何度もあったわけでございます。

そんなに費用がかかる維持費が高いというものでもありません。パネル自身が劣化をしますけれども、元のデータを持っておけば、またあとで別の物を作ることができる、簡単ですので、このパネルの制作ということについては我々としても取り組んでいきたいと考えています。

須増議員

苫田ダムと広域水道企業団について、自己水源があるにもかかわらず苫田ダムの過大な需給を関係市町村が負担していることについて、昨年11月議会の一般質問でわが会派の森脇議員が質問しました。そして、県も、「調整水量」として日量約10万トンの負担をしていることについても問いました。

知事は「苫田ダムに確保している水道用水の容量は必要なものであり、建設費や管理費などの負担割合の変更を国に求めることについても考えておりません」と答弁されました。また、「そのプロジェクトに対するシェアを表明して、責任を負うことによって、そのプロジェクトから上がる便益のある一定シェアを受ける権利を得ている。これは当初の合意に基づいて行われているスキームだと理解をしています。」といわれました。

今回はこの問題について追加の質問をさせていただきます。

まず、苫田ダムの計画時に、構成団体から要望のあった水源・水利権を岡山県が国に要望したものであれば、知事の言われるように最初の約束の責任は最後まで取ることが求められると思いますが、本当にそうでしょうか。

苫田ダムは、1957年(昭和32年)に建設構想が発表され、2005年(平成17年)に完成し供給が開始されます。吉井川広域水道企業団、のちの広域水道企業団が設立準備された年の1983年(昭和58年)12月6日、当時の副知事が倉敷市議会に出向き説明会が行われ、苫田ダムの水を日量10万トン配分したいとの県の考えについて説明・質疑が行われていました。私は議事録を読みました。副知事は「他の市で水が余っておしつけではないかという(議論)があるんだろうと思います。その点について率直にこの当初ずっと16市町で考えられていた時代、高度経済成長でという計画でスタートして..その時は倉敷は計画にはなかったと思います。しかし、安定成長となり若干の余裕が出てきた。」と余剰水量があることを認め倉敷市に協力をお願いしたいという趣旨の説明がされています。結局、市は断り、配分したかった10万トンは、県が財政負担をすることとなりました。それがいまだに県が負担している調整水量であり、当時から余っていたのです。これは苫田ダム稼働の20年以上前の議論です。さらに、岡山市はダム完成の前年である2004年(平成16年)に広域水道企業団へ減量申請を行っています。しかし、企業団はそれを認めませんでした。

当初の水の需給計画が過分であることは、県当局が一番理解していたと考えられます。知事が答弁されたような、最初にこちらから国に対し申請した40万トンではなく「40万トンありき」ではなかったのでしょうか。まずこの点での知事のご認識を伺います。

さらに、日量40万トンについてお聞きします。

現在、表にあるように、40万トンのうち、13.5万トンが現在のⅠ期事業としての計画水量、26.5万トンが将来のⅡ期事業で確保している水量で、そのうち10.5万トンが、調整水量として県が負担している部分です。ただ、Ⅰ期事業の13.5万トンのうち、関係市町が実際に受水している量はもっと少なく、40万トンのうちで見ると20%程度しか使われていないのが現状です。

節水能力の向上もあり、一人1日平均給水量は令和3年で349ℓと、平成2年のピーク時から16%減少しています。人口減少も重なり水需要は減少しています。

現在、水道事業は、施設の老朽化や耐震化整備、水需要の減少による経営悪化など深刻な状況の中で、料金の引き上げがやむなく実施される自治体もあり、また県では昨年、水道広域化推進プランも出されています。水道事業はライフラインとして重要な行政サービスであり、持続可能な制度設計、経営手腕が問われている問題です。そのなかで、需要と供給を無視した40万トンの負担は重くのしかかってくるのではないのでしょうか。

知事は、現在、40万トン/日について本当に必要な量とお考えでしょうか。お聞きします。

また、県は、10.5万トンの調整水量について、「県は将来的な水需要の増加に備えて保有し、新規追加配分までの間、その負担を立替えることとしている」と説明してきましたが、これまでの県の調整水量にかかる支出の累計と今後の支払い見通しと、立替えが終了する見込みについてどう考えているのか併せてお示しください。

最後に、全国にある特定多目的ダムでも、建設途中で計画水量が減り、企業の撤退などで、

自治体の負担が重くのしかかり困っている事例が発生し国に対し要望されている例があります。特定多目的ダム法にもとづき、ダム使用权や水利権の変更は可能ではないでしょうか。私は、国に対し40万トンから大幅に減量申請をするべきと重ねて提起するものですがいかがでしょうか。知事のお考えをお示してください。

知事

お答えいたします。

苫田ダムの水道用水容量についてのご質問であります。

まず、当初の計画についてであります。昭和 60(85)年策定の岡山県水道整備基本構想では、目標年度の昭和 80(05)年度における1日最大需要水量を約 146 万t、安定的供給可能水量を約 147 万と見込んでおあり、需給のバランスが取れたものとなっております。

この安定的供給可能水量を確保するため、苫田ダムによる 40 万tの開発水量を見込んだものとなっております。

次に、現在の必要性等についてであります。県内の水需要が減少傾向にあることは承知しておりますが、苫田ダムの開発水量 40 万tは、水源水質の悪化や地下水の枯渇、近年頻発する渇水、老朽化施設の更新に伴う水源の変更等による新たな需要に備えるため必要な水量であると考えております。

また、調整水量に係る支出額はこれまでの累計で約 192 億円、今後、調整水量の追加配分がない場合、企業債の元利償還金に対するものが、償還終了の令和 16(34)年度までで約 5 億円であり、この他に苫田ダム管理費等の負担金が、毎年 3 億円から 4 億円見込まれます。

これらのうち建設に係る負担については、今後、新たに市町村に調整水量を配分した場合に返還されることとなっており、新規要望があるまで立替を続ける予定であります。

次に、減量申請についてであります。将来の安定的な水道用水の供給のために、苫田ダムに確保している水道用水の容量は県全体の水源として必要なものであり、減量を国に求めることについては考えておりません。

以上でございます。

須増議員

当初の話ですけれども、いまご説明頂いたものですが、当時、この建設そのものが、大変経過が長いので、計画されたところから実際に稼働するまで大変期間は長いので、この計画そのものが供給されるときには随分変わっていて、必要な水量も随分下方修正されているということはお存じでしょうか。

知事

私は当時県庁におりませんでしたので、詳しいことは存じ上げませんが、いくつかの事情については資料を通じて存じ上げております。

須増議員

私は当時のことが良くわからずに、色々な議事録を引っ張り出して読んだのです。手書きの議事録などもありまして、大変読みにくかったのですけれども、そこに書いてあることで、さらにですね、冒頭読み上げた説明会の翌月に、全員協議会で、倉敷議会で議論されている中身で、県からの説明に倉敷市長がこういう答弁されている。厚生労働省と協議を重ねた結果、県が、「倉敷市が企業団に参加しないことは承知した」と。しかし、将来的には参画する意思もある旨を厚生省が「意志表示をなささい」という風に言っているんですね。

さらにですね、厚生省の指導のもと調整水量は県が負担をなささいということも、厚生省の指導のなかで約束しているということが書かれてあります。

このように、当時ですね、このやりとりは、国がかなり強く指導しているというのが見えるのですけれども、そのことはご存じでしたか。

知事

議員が引用されている議事録、これは正式な議事録ではないそうで、県の方で確認できるものではありませんけれども、その内容今日、数秒前に初めて教えて頂きました。

須増議員

ありがとうございます。

やはり、当時どういういきさつでこのようなことになっているのか、特にこの倉敷に断られて岡山県が負担し続けている問題について、もっとよく経緯を知事として調べて、本当にこれが正常な状況なのかということ、私たちはそう言っているのですけれども、もっと調べるべきだと思うのですけれども、そういう調査をするということについては、知事いかがでしょうか。

知事

一般的に歴史を知るのは、将来への指針になるわけで、大事なことだと思いますけれども、この歴史を知ることによって具体的な解決に繋がるかというイメージは、今の私には特にないわけでございます。

須増議員

知事が前回の森脇質問の中で、当初の約束の権利を主張したら、義務は発生するんだとおっしゃったわけです。

それは、権利を主張した前提な訳です。その話で言うと。ですので、私はこの問題もっと調べる必要があると申し上げています。

知事

まず、説明とすれば一般的なファイナンスの話から申し上げて、大規模プロジェクトの場合には色々な大事な構成メンバーの意向をもとにして進められた、であろうからということで、お話をさせて頂きました。

私としては当時の、色々なそれぞれの市町村、県、国の意向ですとか発言を承知して発言し

たものではございません。

須増議員

先ほど、水道事業そのものは、市町村は公営企業として特別会計で独立採算で受益者負担で実施されていて、本当に大変な水道事業をどこも運営されています。そういうなかで、なかなか調整水量や未配分のものを新たに拡大するという議論にはとてもならないと思うのですけれども。

先ほど知事がおっしゃった、立て替えている、10.5 万トンについて、立て替えているだけで新たに申請してきたらその立て替え分も含めて、その市町村に負担をして頂くんだっておっしゃったのですけれども、そんな条件までついたこの調整水量を買ってくれる市町村など絶対になんないと思うのですけれども、どうでしょうか。

知事

今の現状をみると、数か月後にそんなことは絶対にないだろうと確かにそう思われる気持ちはよくわかりますけれども、もう少し歴史を長く見ると、10 年 20 年先にぜんぜん違う世界が広がっていたということもありますので、本当に未来のことはわからないと思っています。

須増議員

先ほど湧水の話ですとか、色々おっしゃったと、そういうことも想定されているのだというのはわかるのですけれども、湧水が起これば苦田ダムの水も減るわけですよ。今回高梁川水系で湧水が起ってすべてのダムで水が減ってくるんです。

ダムで湧水対策というのは根本的に補償できるかという問題とは全く違うはなしではないかと思えますし、多くの水源をあちこち確保することが災害対策に繋がるという話もあります。

ですので、ここに何か持っているから大丈夫って話にならないと思うのですけれども。

知事

湧水のときにはどこも水が減るだろうと、確かにそういう傾向はございます。ただ、つい先ほど岡山県の取水制限を解除したばかりですけれども、その際も、高梁川水系で非常に厳しい状況で、例えば吉井川水系は潤沢であったというように、水系によってばらつきがあったのも事実でございます。

やはり、それぞれの水系にきちんとした容量を持っておくというのはいざという時に頼りになるんだということはあるかと思えます。

須増議員

吉井川から高梁川に水を持ってくるというのは、まず難しいと思うので、それはまた違う話ではないかと思うのですけれども、時間もないので、やはり、県の年間 6 億も使っている調整水量についてこのままでいいのかっていうことは、もっと研究してほしい。しませんっていう答弁なので、せめて全国の動向なども踏まえて研究材料にはなりませんか、知事。

知事

6億円も使っているのではないかと、何か研究をすればということでございます。

6億円使っているのは、これ事実でございます。我々としてもこの支出それぞれについて何か減らすことはできないか、もっと良い使い方はないかということは、億単位でなくてそれより10分の1、もっと少ないものについても常に気にしているくらいですから、これについても当然、この6億円は問題にしないというわけではございません。

ただ、なかなか、ではどうするかというところで、これまでいいアイデアがわれわれの中では出てこなかったということではあります。

水の問題というのは、よく日本人、水と空気はタダだと思っているということを言われますけれども、いったん不足をすると本当に大変なことになるものでございます。これは、能登半島地震でも被災者の方が多くの方が現に体験をされていることでございます。

余っているときにはお金勿体なかったな、という事が頭をかすめるわけですがけれども、その逆の立場になるとその何倍払ってでもなんとか欲しいと思うのが水でございます。今回、余るという方向に、まあ余るというか、その配分に苦労する立場に立っているわけでございます。反省すべき点もあったのかもしれませんが、詳しくは存じ上げませんけれども、とにかく大規模事業、長い期間がかかる事業は、できるだけ衆知を集めてその時その時で適切な判断をすることが大事だと痛感をしているところでございます。

須増議員

知事、苫田ダムについてはまた続編をやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

須増議員

動物愛護・地域猫活動支援事業について伺います。

社会の変化に伴い、動物に対する社会の認識や人々の生活における動物の存在意義が大きく変わっています。ペットは単なる愛玩動物ではなく家族の一員でありパートナーとして重要な位置を占めています。

県動物愛護センターでは、「人と動物が共生できる豊かな地域社会」を目指して、意欲的な取り組みが行われていることに敬意を表します。

さて、野良猫について、迷惑しているという話を聞く一方、保護活動を熱心に行われる方も多くおられます。そんな中、センターでは、野良猫の問題を減らすために地域猫活動の団体を承認し、不妊去勢手術の支援をされており、特に猫の保護活動をされている皆様に喜ばれています。しかし、新規の承認及び手術の申請受付が、年度途中の10月で今年度分は終了とされています。冬から春に身ごもり出産する猫にとって冬の避妊手術は有効といわれています。ぜひ、獣医などの体制強化をすすめ通年で申請を受け付けできる体制としてはいただけないでしょうか。また、市町村の取り組み強化のための支援を考えてはどうでしょうか、併せて保健医療部長にうかがいます。

そして、高齢者や独居の方がペットを飼い続けられなくなる場合の支援について、どう取り組んでいくのか、例えば、市町村の社会福祉協議会などに対し、動物愛護センターの知識や経験を伝える出前講座のさらなる実施などの協力が必要と考えますがどうお考えですか。あわせ

て、保健医療部長にうかがいます。

保健医療部長

お答えいたします。

動物愛護についてのご質問であります。

まず、地域猫活動の強化についてであります。地域猫活動は地域住民が主体となって取り組まれているものと認識しており、県では可能な限り支援を行っております。体制強化までは考えておりませんが、今後も限りある人的及び物的な資源を最大限に活用し、支援してまいりたいと存じます。

また、課題を抱える市町村の取組が進むよう、動物愛護センターにおいて専門的な見地から助言を行うなど、引き続き支援を行ってまいります。

次に、高齢者への支援についてであります。県では、動物愛護センターにおける個別相談や、高齢者等の生活支援を行う関係機関と連携した、飼育できなくなる場合に備えた事前準備の啓発や相談支援等を行っているところであります。

お話の出前講座につきましては、市町村の社会福祉協議会等に対するアンケートにより要望を把握した上で、積極的に対応しており、引き続きこうした関係機関との連携を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

県心身障害者医療費公費負担制度については、年齢制限があり、65歳以上で新たに障害者に認定された方は助成対象外となっております。しかし、65歳を超えても医療費は3割負担、70歳から2割負担か3割負担となり、負担は深刻なものがあります。65歳以上で新たに認定された人を除外している制度を継続している県はいくつ存在していますか。そして、そうした方も対象とするよう求めますが併せて知事のお考えをお示してください。

次に、心身障害者医療費公費負担制度に、精神障害のある人を加えることについて、令和7年度から実施される予定ですが、倉敷市の補助率についてはどうお考えなのかお示してください。また小児医療費公費負担制度の倉敷市への補助率の引き上げを求めますが、あわせて知事のお考えをお示してください。

知事

お答えいたします。

心身障害者医療費公費負担制度等についてのご質問であります。

まず、年齢制限についてであります。65歳以上で障害者になった方を対象外としている都道府県は、本県を含め10と承知しています。

対象者の拡大につきましては、本制度を持続可能なものとして運用していくことができるよう、給付と負担の公平性など総合的に勘案し、慎重に検討すべきと考えております。

次に、倉敷市の補助率についてであります。精神障害のある人への医療費助成は、現行の心身障害者医療費公費負担制度の中で実施するものであり、補助率については、現行制度と同

じ扱いとなります。

また、小児医療費公費負担制度は、給付と負担の公平性を図り、持続可能なものとして運用することが重要であり、補助率の引き上げについては、慎重に検討すべき課題にあると考えております

以上でございます。

須増議員

65 歳以上過ぎて働かされているかたはたくさんおられて、不慮の事故で障害者になって医療費が負担がかかっていて本当に困っているという声を本当に聞いています。この問題深刻だと思います。しかも高齢者の負担は増えていますので、どうぞお願いしたいです。